

第4編 不利益処分についての不服申立てに関する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則

平成18年7月4日
公平委員会規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第8項及び第51条の規定により、職員の懲戒その他その意に反する不利益な処分（以下「処分」という。）についての審査請求又は異議申立て（以下「不服申立て」という。）の手續及び審査の結果執るべき措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定等)

第2条 処分についての不服申立ての手續き及び審査の結果執るべき措置等については、伊那市不利益処分についての不服申立てに関する規則（平成18年伊那市公平委員会規則第4号）を準用し、同規則中「伊那市公平委員会」とあるのは「伊那中央行政組合公平委員会」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成18年7月4日から施行する。